

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月25日付で再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年10月24日、Aに所在するB会社（以下「会社」という。）に入社し、営業及び工務担当として勤務していた。
- 2 請求人によると、上司による暴言、暴力や、取引先からのクレーム等により、平成29年2月上旬頃より食欲不振、嘔吐、体重減少があったという。請求人は、同年6月19日、C医療機関を受診し、食欲不振、脱水症状に対し補液のみを受け、同年7月4日に会社を退職し、同年11月27日、D医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成29年11月27日から同月30日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月26日付でこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名とその発病時期について、平成30年9月7日付け専門部会の医学的見解によれば、平成29年6月19日に「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと認めることができる。
- (2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における心理的負荷をもたらす出来事について、以下検討する。

ア 清掃手拔きの強要の主張について

(ア) 請求人は、入社翌日に、Eから高架水槽の清掃の手拔きを強要され、その心理的負荷の強度は「中」とであると主張する。

(イ) しかしながら、Eは、「水槽内がきれいなので水抜きは必要ないと判断した」旨述べており、また、請求人は、その後もEの当該判断をコンプライアンス違反として会社に通報するなどその是正を求めている。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、認定基準別表1の特別な出来事以外の具体的出来事（以下「具体的な出来事」という。）「業務に関連し、違法行為を強要された」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書理由に説示のとおり、請求人が重大な違法行為を強要されたとまではいえず、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

イ 売上目標の大幅アップについて

(ア) 請求人は、Fから、売上目標を月50万円から同150万円に大幅アップ

され、重圧を感じたことから、その心理的負荷の強度は「中」と主張する。

(イ) しかしながら、Gは、売上目標は既存の取引先への点検業務の際の部品交換等で達成でき、それほど高い目標設定ではないと述べ、同人及び請求人は、目標を達成できなかったことにペナルティはなく、会社の経営に影響を及ぼすこともなかったと述べている。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、具体的な出来事「達成困難なノルマが課せられた」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、達成困難なノルマとまではいえず、また、会社から目標未達成の場合のペナルティもなかったことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

ウ 顧客から建設設備点検結果報告書の提出を督促されたことについて

(ア) 請求人は、顧客である温泉施設から建設設備点検結果報告書を求められたが、他の仕事もあって遅くなり、だんだん相手方の声のトーンが強くなったことから、その心理的負荷の強度は「中」と主張する。

(イ) しかしながら、Hは、請求人から当該業務を引き継いだが、当該施設からクレームはなかったと述べており、請求人が感じた施設担当者からの「強い声のトーン」はクレームには至らないものと認められる。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、具体的な出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、クレームには至らない程度であり、そのために取引先と困難な調整に当たった事情も認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

エ 大会での挨拶について

(ア) 請求人は、会社の入社式兼安全衛生大会と経営方針大会で発言をさせられたことについて、その心理的負荷の強度は「中」と主張する。

(イ) しかしながら、上記2つの大会は参加者50人程度の会社内の行事であり、請求人はそれぞれ1分及び3分程度の会社が用意した原稿を読み上げたものであったことから、他社での職歴を含め20年近い職歴を有する請求人にとって、当該原稿の読上げが困難な業務であったとは認められな

い。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、具体的な出来事「大きな説明会や公共の場での発表を強いられた」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、会社内の行事であり、また、請求人の業務は原稿の読上げのみであったことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

オ 工務と営業の兼務による残業増について

(ア) 請求人は、平成29年3月頃から工務と営業の兼務となり、残業時間が増えて、両立に負担を感じたことから、その心理的負荷の強度は「中」であると主張する。

(イ) しかしながら、決定書に説示するとおり、請求人が兼務する前後で、月の時間外労働時間は7時間20分程度の増加しか認められず、また、月100時間以上の恒常的長時間労働は認められない。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、具体的な出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、請求人に新たな業務が加わったものの、労働時間への影響はさほど生じなかったことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

カ 12日間の連続勤務について

(ア) 請求人が提出した日常行動報告連絡表及び基本勤務時間によれば、平成29年5月15日から同月26日までの間、請求人は12日間の連続勤務を行ったが、当該期間中に深夜労働を行った日はなく、また、当該期間途中の同月21日の日曜日は午前中のみでの休日労働であったことが認められる。

(イ) そうすると、上記の出来事は、具体的な出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、当該期間中に深夜労働はなく、休日労働は半日勤務であったことから、過重労働とは認められず、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

キ Eからの暴言及び暴力について

(ア) 請求人は、入社以来、毎日のようにEから暴言を受け、太ももや脇腹をつねる等の暴力を受けており、とりわけ、平成29年2月18日にはEからマイナスドライバーのようなもので背中を刺されるという傷害事件があり、その心理的負荷の強度は「強」とであると主張する。

(イ) Eの暴言については、E本人は否定しているものの、Gは、「Eは声が大きく気性が荒い性格であり、人によっては怒られているように感じる」と述べ、Hは、「Eの言葉遣いは荒いが、他の同僚にもやっており、請求人が罵声を浴びることはなかった」と述べていることから、不適切な発言をした可能性はあるが、Eが請求人に対し嫌がらせ又はいじめとなる暴言を行ったとする証拠はなく、請求人の主張を採用することはできない。

また、Eの暴力については、E本人は、「指導やコミュニケーションの一環で、脇腹や太ももを痛がるくらいにつねったり、頭や肩を叩いたりするとともに、マイナスドライバーで請求人の背中を突いてしまったかもしれない」旨述べて、その実行行為を認めるものの、Hは、「Eは軽いボディタッチをスキンシップとして請求人や他の同僚たちにやっていた」と述べ、請求人も、「Eの暴力はFとH以外は皆受けていた」と述べていることから、Eからのボディタッチは請求人に不快感を与えるものであったものの、Eが請求人に対し暴行したものと認められない。

さらに、請求人は、Eからマイナスドライバーのようなもので背部を刺されたとするが、請求人は、医師から何の処置も受けずに自然治癒したと述べていることから、その傷は軽微なものであったと認められる。

(ウ) そうすると、上記の出来事は、業務指導に関わるものではなく、具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものとして評価するのが相当であるところ、決定書に説示のとおり、Eの言動には反復性は認められるものの、多人数が結託して行ったものでもなく、また、請求人のみならず、他の従業員にもボディタッチ等を行っていたものであり、さらに、請求人は背中を刺されたとするものの、治療を要するような傷は受けていないことから、心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、

その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が6つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月6日